

(平成 15 年 5 月 20 日 厚生労働省告示第 209 号別表第 2)

## 特定生物由来製品一覧

1.次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品を除く。）

- (1) インターフェロンベータ-1b（遺伝子組換え）
- (2) オクトコグアルファ（遺伝子組換え）
- (3) 解凍人赤血球液
- (4) 活性化プロトロンビン複合体
- (5) 加熱人血漿しょうたん白（主成分として使用されているものに限る。）
- (6) 乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン
- (7) 乾燥抗 HBs 人免疫グロブリン
- (8) 乾燥抗 D（Rho）人免疫グロブリン
- (9) 乾燥抗破傷風人免疫グロブリン
- (10) 乾燥スルホ化人免疫グロブリン
- (11) 乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ
- (12) 乾燥濃縮人活性化プロテイン C
- (13) 乾燥濃縮人血液凝固第 VIII 因子
- (14) 乾燥濃縮人血液凝固第 IX 因子
- (15) 乾燥濃縮人血液凝固第 X 因子加活性化第 VII 因子
- (16) 乾燥濃縮人血液凝固第 XIII 因子
- (17) 乾燥濃縮人 C1—インアクチベーター
- (18) 乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体
- (19) 乾燥人血液凝固第 IX 因子複合体
- (20) 乾燥人フィブリノゲン
- (21) 乾燥 pH4 処理人免疫グロブリン
- (22) 乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン
- (23) 乾燥ポリエチレングリコール処理抗 HBs 人免疫グロブリン
- (24) 乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン
- (25) 乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン
- (26) 抗 HBs 人免疫グロブリン
- (27) 合成血
- (28) 抗破傷風人免疫グロブリン
- (29) 絨じゅう毛組織加水分解物（人に由来するものに限る。）
- (30) 新鮮凍結人血漿しょう
- (31) 洗浄人赤血球液
- (32) 胎盤加水分解物（人に由来するものに限る。）
- (33) 胎盤絨じゅう毛分解物（人に由来するものに限る。）
- (34) トロンビン（人に由来するものに限る。）
- (35) パクリタキセル（人血清アルブミンを含有するものに限る。）
- (36) ヒスタミン加人免疫グロブリン（乾燥）
- (37) 人血小板濃厚液
- (38) ヒト血漿しょう由来乾燥血液凝固第 XIII 因子
- (39) 人血清アルブミン（主成分として使用されているものに限る。）
- (40) 人赤血球液
- (41) 人全血液
- (42) ヒト胎盤抽出物

- (43) 人ハプトグロビン
  - (44) 人免疫グロブリン
  - (45) フィブリノゲン加第 XIII 因子
  - (46) フィブリノゲン配合剤
  - (47) プラセンタエキス（人に由来するものに限る。）
  - (48) pH4 処理酸性人免疫グロブリン
  - (49) pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）
  - (50) ポリエチレングリコール処理抗 HBs 人免疫グロブリン
  - (51) ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン
  - (52) ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン
  - (53) ルリオクトコグアルファ（遺伝子組換え）（人血清アルブミンを含有するものに限る。）
- 2.次に掲げる細胞を含有する医療機器
- (1) マウス生細胞
- 3.ヒトロンビンを含有する医療機器（検査のための採血に用いる医療機器を除く。）  
（平成 26 年 7 月 4 日現在）